

八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市立保育園の管理を行う指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項を評価する。

- 1 優良事業者の可否判定に係る対象事業者の評価
- 2 公募による事業者の選定に係る応募書類及びプレゼンテーションの評価
- 3 その他市長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 評価会議は別表に掲げる者をもって構成する。

(庶務)

第4条 評価会議の庶務は、子ども家庭部保育幼稚園課において処理する。

(謝礼)

第5条 評価会議の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

- 2 謝礼の額は、参加日ごとに5,000円とする。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

この要綱は平成28年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選 出 区 分	選 出 理 由
学識経験者	児童福祉に造詣が深い学識経験者の専門性を活かす。
利用者を代表する者	現在の子どもが置かれている状況を基に、親（保護者）の立場から意見を述べる。
財務の専門家	事業者の財務・会計業務に精通している。
関係所管部長	子ども家庭部長（担当部長）
関係所管部長	福祉部長（福祉事務所長）
関係所管部長	学校教育部長（保・幼・小連携関連）